令和3年8月10日

衆議院議長大島理森殿

参議院議長山東昭子殿

内閣総理大臣 菅 義 偉 殿

人事院総裁 川 本 裕 子

# 国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出

人事院は、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるためには、育児と仕事の両立支援制度をより柔軟に利用できるものとする必要があり、その方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和することが適当と認めるので、別紙要綱により国家公務員の育児休業等に関する法律を改正されるよう、国家公務員法第23条の規定に基づき、意見を申し出る。

#### 別紙

## 国家公務員の育児休業等に関する制度の改正の要綱

## 第1 育児休業の取得回数制限の緩和

- 1 職員が同一の子について育児休業をすることができる回数を、人事院規 則で定める特別の事情がある場合を除き、2回以内とすること。
- 2 1の育児休業の回数については、次に掲げる育児休業に係るものを含ま ないものとすること。
  - (1) 子の出生の日から一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律第19 条に規定する特別休暇のうち出産により職員が勤務しないことが相当で ある場合として人事院規則で定める場合における休暇について同条の規 定により人事院規則で定める期間を考慮して人事院規則で定める期間内 に、職員(当該期間内に当該休暇又はこれに相当するものとして同法第 23条の規定により人事院規則で定める休暇により勤務しなかった職員を 除く。)が当該子についてする最初及び2回目の育児休業((2)に掲げる 育児休業を除く。)
  - (2) 任期を定めて採用された職員が、当該任期の末日を育児休業の期間の 末日としてする育児休業(当該職員が、当該任期を更新され、又は当該 任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする官職に採用されることに 伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新される前の任期の末日 の翌日又は当該採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業を する場合に限る。)

#### 第2 実施時期

この改正は、当該改正を実施するための法律の公布の日から起算して1年 6月を超えない範囲内の日から実施すること。